

京都市美術館再整備事業記録映像作成業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1 目的

平成29年度から平成31年度までの間、京都市美術館再整備工事を行うにあたり、再整備工事の様子やその過程を記録するために撮影し、また、京都市美術館再整備事業の意義や京都市美術館の魅力を発信するためのツールとして記録映像を作成します。

この要領は、京都市美術館再整備事業の記録映像作成業務を行うため、プロポーザル方式により業者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要及び基本事項

- (1) 名称
京都市美術館再整備事業記録映像作成業務
- (2) 委託業務の内容
別紙1仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約の日から平成32年3月31日まで（2箇年の債務負担行為に基づく契約）
- (4) 委託料の上限（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
5,555,000円（2箇年の総額。各年度の支払いは別紙1仕様書のとおり。）

3 参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次の資格要件を全て満たしていることとします。

- (1) アまたはイに該当するものであること。
 - ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。
 - イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、次のすべてを満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
 - (エ) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - (オ) 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
 - (カ) 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - (キ) 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
 - (ク) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 企画提案書提出期限の日（平成30年4月18日）から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (3) 3箇月以上の雇用関係があり、過去10年間に本委託業務と類似の業務実績（美術館・博物館等の文化施設に係る映像作成）を有する統括責任者（自社で直接雇用している者に限る。）を配置できること。

4 参加者の受付、提出書類の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり、提出資料を提出してください。

(1) 提出資料（ア1部、イ～オ各8部）

- ア 参加申込書 第1号様式
- イ 業務実績調書 第2号様式
- ウ 配置技術者調書 第3号様式
- エ 企画提案書 第4号様式
- オ 見積書 第5号様式

(2) 提出期限

- (1) のア 平成30年4月10日（火）必着（持参の場合は午後5時まで）
- (1) のイ～オ 平成30年4月18日（水）必着（持参の場合も午後5時まで）

(3) 提出先

京都市文化市民局美術館総務課
〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町124番地
TEL：075-771-4107 FAX：075-761-0444

(4) 提出方法

郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参

(5) 参加申込書等の無効

参加申込書等が次に掲げる場合に該当するときは、失格とし、電子メール及び書面により、その旨を通知します。

- ア 「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- ウ 虚偽の内容が記載されている場合

5 質問及び回答

参加申込書を提出した者を対象に、質問の提出を受け付けます。

(1) 質問方法

「10 問合せ先」に、FAX又は電子メールで送付してください。様式は問いません。

(2) 提出期限

平成30年4月10日（火） 午後5時まで（必着）

(3) 質問への回答

平成30年4月13日（金）までに、質問者及び全ての参加申込書提出者に対して、全ての質問への回答をFAX又は電子メールで行います。

6 提出資料記載上の留意点

以下の留意点及びWEBサイト「京都市情報館」で公開する「実施要領」、「委託仕様書」等を熟読のうえ、書類を提出してください。

(1) 業務実績調書 第2号様式

過去10年間の自社実績（美術館・博物館等の文化施設に係る映像作成に係る業務実績）について記載してください。なお、複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に類似していると思われるものから最大5件までを記載してください。また、記載した業務実績については契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ）等を添付するとともに、記載した全ての過去の類似記録映像について、任意で映像データをCD又はDVDで提出してください。

(2) 配置技術者調書 第3号様式

3箇月以上雇用され、過去10年間において、(1)の業務実績を持つ統括責任者（自社で直

接雇用している者に限る。)について記載してください(氏名、社名・所属・役職、所有資格及び取得年、経歴・職歴、過去10年の類似業務実績)。

なお、統括責任者は本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで変更はできません。

(3) 企画提案書 **第4号様式**

京都市美術館の歴史及び再整備事業の趣旨を十分に理解し、本件委託目的をふまえて全体構成や演出を明確に立案した上で、記録映像のコンテンツを企画した内容を記載してください。

なお、企画書の作成に当たっては、**別紙1**仕様書および**別紙2**評価基準を参照してください。また、字コンテ、絵コンテビデオコンテ等、提出形式は問いません(ビデオコンテの場合、CD又はDVDで提出してください)。

7 選定方法

(1) 選定方法

別紙2「京都市美術館再整備事業記録映像作成業務評価基準」に基づき、応募事業者からの提出資料及び事業者に対するヒアリングを踏まえ、審査・選定を行います。なお、参加者が1者のみであっても、参加資格及び評価基準に照らし、ヒアリングによる審査・選定を行い、評価点が60点以上であることを選定の条件とします。

(2) 評価項目

別紙2「京都市美術館再整備事業記録映像作成業務評価基準」を参照してください。

(3) ヒアリングの実施

ア 日程

平成30年4月23日(月) 午後

イ 場所

京都市左京区岡崎円勝寺町124番地 京都市美術館資料室

※時間及び場所の詳細については、別途連絡します。

ウ 方法

ヒアリングは、提案者による提案説明15分、審査側からの質問10分の予定で行います。

(4) 審査委員

審査は、以下の委員が行います。

【審査委員】(4名)

文化市民局美術館副館長

文化市民局美術館総務課長

文化市民局美術館学芸課長

文化市民局美術館再整備担当課長

(5) 選定結果内示の通知

審査結果については平成30年5月2日(水)までに、参加者全員にFAX、電子メールもしくは電話により内示の通知をするとともに、各応募事業者の名称及び評価結果をホームページに公表します。なお、審査結果についての異議は受け付けません。

8 選定内示後の流れ

選定内示された受託候補者と業務内容について協議・確認を行います。

ただし、受託候補者と業務内容について合意に達しなかった場合は、受託候補者に次いで評価の高かった者を候補者として協議・確認を行います。

9 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募事業者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある場合のみとし、本市の承諾を得た場合のほかは認めません。
- (4) 提出書類に記載した配置技術者は変更することができません。
- (5) 見積書に記載された見積金額が委託料の上限を超えた場合は、失格となります。
- (6) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、提出資料を無効にするとともに、事業者名を公表し、今後実施する本市のプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。
- (7) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはありません。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともありません。
- (8) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、京都市情報公開条例に基づき、公開の対象となる場合があります。

10 問合せ先

京都市文化市民局美術館総務課

〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町124番地

TEL : 075-771-4107 FAX : 075-761-0444

メール : bijutsukan@city.kyoto.lg.jp